

午後1時30分開会

○嶋崎委員長 皆さん、こんにちは。午前中からの特別委員会、ご苦労さまでございます。ただいまより、議会のあり方に関する調査特別委員会を始めさせていただきます。

4月の人事異動で、事務局長、政策経営部長がかわりましたので、新たな委員会名簿をお手元に配付をさせていただいております。ご確認をいただきたいと存じます。よろしいですね。

それでは、レジюмеに沿って進めさせていただきます。

1番目、インターネット中継での文字配信、ようやく今回から始めさせていただきます。今定例会の様子も、実際にネット上でのものを見ていただきながら、またご意見もいただきたいというふうに思っています。

では、説明は特になし。いきなり見ちゃう。はい。（発言する者あり）それじゃ、お願いします。

〔ビデオ上映〕

○嶋崎委員長 もうちょっとボリュームを上げて。

○戸張委員 小さいな。

○嶋崎委員長 言ったよ。これ、最大なの。

〔ビデオ上映〕

○依田区議会事務局次長 再質問。

○嶋崎委員長 再質。

〔ビデオ上映〕

○嶋崎委員長 そんなもの。まだあるの、デモ。

○依田区議会事務局次長 まだ何個かあるんですが、どうしますか。

○嶋崎委員長 とりあえず、今、本会議場での、その正面とそれから再質を見ていただいたんですけど、別に画像は変わらないんだけど、要は追っかけているスピードだとか、それから若干片仮名になっちゃっているところの対策なんかはどういうふうになっているのか、ちょっと基本的なところを説明してよ、今の。

○依田区議会事務局次長 基本的に、本会議、音声を聞きながら文字を起こしている。それを配信するというのが基本なんですけど、ただ、いろいろ専門用語とかがございますので、事前に渡せる資料ですね、質問原稿等を渡して、事前にちょっと見ていただくというような作業を行っています。

ただし、再質問についてはそれができませんので、再質問の精度がこの文字配信システム、この配信サービスの眼目となるところとか、まあ、中心になるところです。そこが精度が高ければ、今後活用していけるかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○嶋崎委員長 はい。という報告も受けながら、何かご意見、ご指摘があれば受けたいと思いますが、いかがですか。

○岩田委員 今の再質問のお話なんですけども、原稿がないのでやっぱり、とか専門用語で片仮名になってしまうということなんですけど、それは質問者にこれは何というふうに言ったんですかみたいな、そういう確認みたいなのは後でとるみたいなことは、今後はどうなんでしょう。しないんですか。

○依田区議会事務局次長 基本的にこの文字配信サービスについては、もうリアルタイムですので、これを議事録に置きかえるというような、もしそういうようなことになれば、そういう作業をしてという形になろうかなと思います。

○嶋崎委員長 あくまでもリアルタイムでお知らせをするために、皆さんでやっていきましょうねということになったわけだから、それは議事録に落とすときは、当然そのところのグレーな部分は書記さんのほうで、きちっと事務局でやるということだよな。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 とりあえずそういうことで、ぜひ、区民の皆さんにも、こういう文字配信もやっていきますよということもお知らせをいただきたいというふうに思っています。また、やっている中で事務局も問題が出るようなことがあったり課題が出れば、それはまた、ぜひ、この当委員会にもご報告をいただきたい。よろしいですね。はい。

○依田区議会事務局次長 委員長、1点だけいいでしょうか。

○嶋崎委員長 次長。

○依田区議会事務局次長 今回、試行という形で2定はやらせていただきました。3定からは本格実施という形でさせていただいてよろしいでしょうか。

○嶋崎委員長 いいんじゃないの。うん。いいですよな。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 いい話だから。ぜひとも。

○依田区議会事務局次長 はい。ありがとうございます。

○嶋崎委員長 またそこで何か問題があるようだったら言ってください。よろしく願います。

では、2番目、行きます。地方自治法改正の概要について、皆様には参考資料として概要の説明文をお配りしてございますので、お目通しいただきながら説明を聞きたいと思えます。

次長、どうぞ。

○依田区議会事務局次長 お手元、参考資料につきましては、昨年7月25日、各派協議会でご報告させていただいた資料でございます。同じものを使用させていただきます。

地方自治法の一部改正が昨年6月9日に公布になりました。改正の目的としまして、地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、所要の規定を整備するものとしてございます。

まず、①でございますが、地方公共団体の財務、いわゆる予算執行、収入、支出、契約等々に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定、いわゆる内部統制に関する方針の策定とその体制整備について、都道府県知事等には義務づけ、市区町村には努力義務を課すといったものです。施行は平成32年4月1日からということになります。

次に、②でございます。監査制度の充実強化として、監査基準の設定義務でございます。もう一点、勧告制度の創設ということでございます。これについては内容を公表しなさいということで、こちらの施行は平成32年4月1日からということでございます。

その他の監査制度の見直しとして、施行は平成30年4月1日、今年度からということ

になりますが、大きく1点、議選監査委員の選任の義務付けの緩和でございます。これは条例にて置かないことができる規定を設けることができるということです。2点目として、監査専門委員の創設でございます。こちらについては、代表監査委員が監査委員の意見を聞きながら、こういったものを非常勤あるいは委託で選任できるといったところです。3点目としましては、条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和ということで、現行は基本、毎会計年度行わなくてはならないところを、改正後は条例で定める会計年度と指定することができるといったものです。これらについては今年度からの施行という形です。

次に、③地方公共団体の長は、決算不認定の場合に当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表する義務があるということでございます。こちらについても、今年度、平成30年4月1日からの施行となります。

最後に、④地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等でございます。こちらは条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能にしたものでございます。条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額は国の設定でございます。国の政令等で決められるといったところでございます。最後に、議会は住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄に関する決議をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取するというところでございまして、こちらの施行は平成32年4月1日からということになります。

こちらの改正におきまして、区議会として大きくかわる項目の一つといたしまして、今年度、平成30年4月1日施行の監査制度の見直しでございます議選監査委員の選任の義務付けの緩和につきましては、改正の経緯をもう少し詳しく説明いたします。

国会審議の中、議選の監査委員を選挙制としたことについての理由の趣旨としまして、政府の説明では、監査委員と議会は地方公共団体の執行機関をチェックする役割は共通するが、監査委員は、財務管理、経営管理等の専門的見地から、長の執行した事業等について事後的にチェックする機能が求められる一方、議会は地方公共団体の行政全般にわたって、幅広い見地から執行機関をチェックする機能が求められていると説明してございます。監査委員と議会のチェック機能における役割分担を単純化することも、地方公共団体のガバナンスのあり方としてあり得るため、改正法案において、地方公共団体の判断により議選監査委員を選任しないことも選択肢として認めることとしたと説明がなされてございます。

一方、この法改正では、参考人意見陳述にあった議会への実地調査権の付与は見送られていることで、この議選監査委員を選任しないことでの課題もあると言われてございます。

また、この自治法改正の上で、監査委員の規定で新設がされてございます都道府県と人口25万人以上の市区は、最大でお二人、その他の市区町村は最大でお一人と、議選監査委員の数の上限が定められているところでございます。

こちらの説明については以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。地方自治法改正のことでご説明をいただきました。何かご質疑があれば受けますが、いかがですか。どうぞ。

○木村委員 議選監査委員、今後どうしていくのかと、それぞれ自治体で自主的に判断で

きると。その検討をする場合、これは議会の一存で検討できないでしょ。できるわけ、議会で勝手に。

○嶋崎委員長 議選はこっちでできる。後でまたちょっと、かかわりがあるところはあるんですよ。

○依田区議会事務局次長 そうですね。

○嶋崎委員長 実は、後で、議選に関しては調査事項の報告の（２）番でちょっとお話をさせて、前、岩佐委員からの話もあったんで、きょうちょっとそこのところは入れているので、そこでちょっと詳しく。議選に関してはやりたいと思うんですけども。

ほかはいいですか、じゃあ。

○岩佐委員 1点だけ、確認したい。

○嶋崎委員長 いいよ。どうぞ。

○岩佐委員 議選監査委員の件に関して、議会がそのまま監査の対象になる場合があるじゃないですか。そのことに関しては、この制度の改正に関して何か説明とかはあったんでしょうか。当事者になる場合ですよ。

○依田区議会事務局次長 この国会審議等でのやりとりの中には直接はうたっていないんですが、ただし、いろいろな、この議員選出監査委員のメリット、デメリットを解説しているような教則本等には、やはりデメリットの中の一つとして、議会が住民監査請求等の対象になった場合、その中に議選の監査委員がいらっしゃる、ちょっとこの議論がなかなかしづらいというところがデメリットだというような解説をされているような本はございます。はい。

○岩佐委員 ありがとうございます。

○嶋崎委員長 はい。いいですか。

どうぞ、木村委員。

○木村委員 これ、④の損害賠償責任の見直しなんだけれども、二つ目の黒丸で、議会は、住民監査請求があったときに、請求権等の放棄に関する議決をしようときは監査委員から意見を聴取——聴取するか、しなければならぬのか、することができるのか、よくわからないけれども、これはどういう経過があって今回のこういう改正につながったのかなんていうのはわかりますか。

○依田区議会事務局次長 こちらも、まさに政務活動費について、これは首長が原告になるんですが、首長が独自に、判決により、その請求権が、それを放棄するというような議案を上げてきたというような場合、それについてやっぱりワンクッション、監査委員のほうに意見を聞きなさいというような、そういった一つの事例として、そういった経緯があるというふうに報告されてございます。

○木村委員 なるほど。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、3番に移ります。調査事項の報告ということで、これは委員のほうから調べてくれということで調べました結果でございますけれども、各区の、23区の常任委員会開催日数・区長等の出席日数について一覧表をつくりましたので、ご説明をいただきたいと思います。

○依田区議会事務局次長 区議会事務局資料1により、各委員要請の調査結果をご報告申し上げます。前回3月8日の当委員会への報告の追加資料となるものでございます。

平成29年、昨年中の1年間の常任への区長初め三役の出席状況でございます。千代田区では区長初め三役は常任委員会に出席してございませんが、他区では三役のうちどなたかが、いずれかの常任に出席しているような状況でございます。

2番のお隣の中央区では、三役が4常任のほぼほぼ全日程に出席してございます。出席委員会の調査事項に関係なく、常時出席しているような状態でございます。ちなみに文京区も同様な状況でございます。3番目の港区でございますが、2人の副区長がそれぞれ1常任に常時出席している状況でございます。

また、一番下の10番、目黒区のように、役割を分担して三役が三つの常任に出席している区もあります。特に定めはないそうでございますが、目黒区では同日開催が基本のため、長期計画や財政など、区政運営の基本事項を所管する委員会へは区長が、区民生活に関する委員会へは副区長が、教育を所管する委員会へは教育長が出席することとしているようでございます。葛飾区も同様の役割分担を行っているようでございます。

裏面15番でございますが、杉並区では、議案審査の場合に、区長が教育所管の委員会以外に出席することとしてございます。また、16番、豊島区、19番、板橋区では、議会で指定された委員会へ出席し、北区でも慣例的に分担して出席している状況でございます。

次に3枚目の1（2）-2でございますが、2つ以上の常任の調査事項が発生した場合の取り扱いでございますが、8区が連合審査で行っているといったところです。そのほか、関係理事者を招致したり、あるいは議運や各委員長同士の協議で調整したり、条例の場合は、1区が、2常任にまたがるような審査事項でも調査事項でも、1常任で審査するといった取り決めをしているようでございます。

次にその隣でございますが、1（3）ワークライフバランスへの配慮ということでございますけれども、半数以上の区が、委員会、本会議も含めてなんですが、役所の執務時間内で委員会を行うというような申し合わせ等ルール化をしているというところに、ワークライフバランスの対応をしているといったところです。

最後に、最後のページになりますが、こちらは先ほど委員長からもご案内がありましたとおり、すみません、2の議選監査委員の見直しと検討状況でございます。

今のところ見直しがなされたのが、15番、杉並区でございます。で、検討しているのが19番の板橋区といったところで、そのほかは、検討状況は特になしと、あるいは未定ということになってございます。

杉並区については、平成30年、ことしの5月18日に、議決でもって議選監査委員を2名から1名に変更したということです。ですので、現在、監査委員は、定数が4名のところ、以前は、うち2名が議選監査委員だったところ、1名に変えたといったところでございます。先ほど申し上げたとおり、25万人以上の市区についても、都道府県と同様、議選委員は2人といったところが上限ですので、そこをあえて1名にしたといったような状況ございました。

こちらについては以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。（1）番、（2）番、両方ともご報告をいただきました。

まず、（１）番のほうについて何かあれば、聞きたいことがあれば伺いたいと思います。どうですか。

○岩佐委員 まず、（１）番、三役の出席なんですけれども、この出席するに当たっては、日程調整というのが多分すごく物理的に問題になってくると思うんですけれども、それによって例えば開催日数が限定されてしまうとか、委員会がフレキシブルに開催しにくくなるという状況は、まあ、あるんじゃないかと私は推測するんですけれども、それは事実ですので、実際にそれがデータとしては出てこないと思うんですけど、そういう話をもし聞かれていますのであればいただきたいのと。それから、発言もされているのかどうか。その出席はしているけれども発言状況というのはどれぐらいなのかというのを、２点確認したいんですけど、お願いします。

○依田区議会事務局次長 ２点目の発言状況については、ちょっと、ここの調査項目の中にはちょっと落とし込んでございませんので、また今後、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

で、１点目については、こちらの資料の３枚目の１（２）－１の中の、いろいろな出席すべき所管調査事項の中にも一部入ってございます。特に、やはり全三役が全常任委員会に出るというところは、やはり当然日程調整されていて、で、役割分担しているところは同時開催というような大きなくくりができるんじゃないかなと。すみません、ちょっと、詳細は、申しわけないんですけどもこちらにも落とし込んでございませんが、大体そのような傾向にあるんじゃないかなと思われま。

以上です。

○嶋崎委員長 はい。

どうぞ、副委員長。

○はやお副委員長 一番今回ここを調べていただきたいなというところが、一番の目的、狙いというのが、我々の決算特別だとか予算特別のときに、そのときしか特別職とのやりとりができないといったところからだと。だから、そういうところから、どうしても時間が長くなるのではないかとこのところからしたときに、一番やっぱり確認が、ありたいのが、ただ、出席されていて、三役が出席されていて、うんうんそうだな、というだけだったら、それはあんまりちょっと、我々の決算、予算のときは、直接質疑の中で答弁をいただくという流れになりますので、この辺がちょっと、それぞれのところ、もう一つ——まあ、資料をつくっていただいたおかげさまで、そのさらにもう一つといったところだと思うんですけど、そこで初めて決算とか予算の改革、どのような質疑の時間がという話になってくると思うんで、ちょっとここはもう少し調べていただきたいなと思うんですけど。

○依田区議会事務局次長 引き続き、大事な項目でございますので、調査させていただきます。

○嶋崎委員長 さっきの、岩佐さん、岩佐委員も含めて。

○はやお副委員長 ということだね。僕もそういうこと。

○嶋崎委員長 はい。

ほかはどうですか。（発言する者あり）いいですか。

ここはちょっと引き続き、いろんな各区の状況をお知らせいただければ、（発言する者

あり）ええ。あのね、意外と、意外とそうなんですよ。（発言する者あり）そう。意外とね。意外と出ているんですよ、ほかの区は。うちは当たり前前三役が出ないという、そういう仕切りで来ちゃっているからここまで来ているけど、意外とね、意外とあるんですよ。はい。参考にして、我々の、やっぱりいろんな日程のことやら、いろいろとありますから、そこは引き続き検討なりなんなりをしていきたいというふうに思っています。

議選の監査のことについては、いいですか。何かありますか。きょうはいないんだわな。（発言する者あり）

いいよ。いいよ、岩佐委員。

○岩佐委員 各区ほとんど手をつけていないということで、もちろん改正直後なので当然かと思えます。ただ、その地方自治法の改正の趣旨が監査制度の充実強化ということですので、特にうちみたいに人数が3名しかいないところで、議選委員が1人、それでさらに任期切れの場合があったりするときには2人になってしまう時期がないわけじゃないというときに、どうしていくかというようなことをちょっと考えていかなきゃいけない。つまり、強化していかなきゃいけないのに穴があいてしまうような場所が出てくる。それでさらに議会が対象になってくると、これはもう、ちょっと、とんでもない状況になってきてしまうということがあり得ますので、ちょっとそういった細かいことを、全くこの、特にないところも含め、ないところがないという、決められたのか、ただそういう、例えばこういううちみたいな委員会がないとか、そういう状況にないのか、そこら辺をもうちょっと詳しく知りたいなと思うんですね。やっぱりいろんなシチュエーションがあって、各議会、各自治体によっても置かれているシチュエーションが異なると思いますので、その、ないという結論なのか、あるいはそういうまだそこまで至っていないのかということも含めて、ちょっと調査のほうをお願いしたいと思います。

○依田区議会事務局次長 こちらの調査項目については、現時点での各区の対応ということになります。ですので、今後ほかの区も、もしかすると検討、着手する可能性もございますので、ちょっとこれは時点時点でまた再度調査をかけさせていただきたいなというふうに考えています。

○嶋崎委員長 いいですか。

○岩佐委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。

ちょっと休憩してくれる。

午後2時03分休憩

午後2時06分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

それでは、これも引き続き議論をしてまいりたいというふうに思います。

以上でございますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

じゃあ、4番目、その他。私どもはありません。皆さんのほうから何かあれば。

○永田委員 議場での質問時間についてなんですけども、代表24分、一般15分ということで運用をしていると思うんですけど、この規則の位置づけというんですかね、努力義

務程度なのかどうなのかということ、いま一度確認させてください。

○依田区議会事務局次長 この時間については、皆様の申し合わせの中で……

○嶋崎委員長 合意。

○依田区議会事務局次長 合意という形で決められているものでございますので、合意も一応尊重すべき、拘束されるべき規則、ルールかなというふうに考えてございます。

○永田委員 確かに余り厳格に運用するというよりも、緩やかでもいいかなと思いつつも、こうやってカウンターまで設置してやっている中で、特にうちの会派の中では、必ず超過することのないようにという指導を受けながら、みんな質問をつくっているんですけども。で、今回、質問の中で、超過した方が、終わった後も映像の画像の指示を出したりとかして、それに対して事務局の方が応えていると。それを拒否できるのか、あるいはそのぐらいいいんじゃないとか、あるいはもう終わった時点で音声をとめてしまうとか、そういったことまで、もう、こうなってくると考えないといけないかもしれない。本当は、僕は緩やかでもいいと思うんですよ。でも、大体そうやって超過する人というのは同じなんですね。となると、緩やかにとも言えなくなっているということ、この中でも議論しなくちゃいけないと思うんですけども、事務局としての対応ということに関して、超過しても続けると指示をされたら、（発言する者あり）しなければいけないのかどうか。そういうことも、事務局の方の負担にもなると思うので、決めていかないと、と思うんですけども、どうでしょうか。

○依田区議会事務局次長 なかなか事務局としての立場はちょっと説明しづらいんですが、これは、私も議長を補佐してやってございますので、議長判断にお任せしているところ。（発言する者あり）

○嶋崎委員長 議事整理は議長だからね。

○はやお副委員長 議事整理権だよ。

○依田区議会事務局次長 はい。議事整理権。

○永田委員 いいですか。

○嶋崎委員長 永田委員。

○永田委員 それでいいと思うんですけども、例えば今後、1回超過した場合、議長が警告する。（発言する者あり）それで、それが重なった場合、例えば次の質問ができないとか、（発言する者多数あり）そのぐらいいいまで考えないと、じゃあ、超過しても構わないのかということになってくると思うんですね。

先ほど言っているように、僕も緩やかで運用するというのがいいと思いつつも、超過する人が現実にいる以上、あそこまでしっかりとしたカウンターまでつくって、みんな、まあ、努力義務のようなものとはいえず守っている以上、そうじゃない人が当たり前のように超過をしているということに関しての問題提起なんですけども、どうでしょうか。

○依田区議会事務局次長 事務局への問題提起ということで、ちょっと明確なお答えということはなかなかできないかなと思われま。まあ、皆さんのある程度の一定の合意等があれば、それに従うというようなのが事務局の立場でございますので、ご理解いただきたいと思つます。

○嶋崎委員長 はい。いいですか。

桜井委員。

○桜井委員 本会議の映像を撮りましょうということで、インターネット配信だとか、この話が我々のこの議会の議論になって、何年かたちます。そのときに、まずは本会議から始めるのがいいよねという、そういう話になったわけですけども、そのときに委員会も映像の配信ができればいいねという話もありましたけども、なかなか委員会は難しいよと。であれば、予算委員会ですとか決算の委員会だけでもやってみたらどうだろうと、そんな話もありました。

で、今回、きょうもそうですけど、本会議の映像、こういう文字配信までできるところまで来て、ああ、随分議論が進んだなという、実現ができたなということを見まじと見たわけですけども、次のステップとして、予算委員会ですとか決算委員会、今、実際、例えば総括だけでも、4日間というふうに、先ほど、はやお委員おっしゃっていましたが、4日間になるのか、もう少しふえるのかは別として、そういうところからでも、次のステップとして、やってもいいのではないだろうかというふうには実は思っております。

そのためには、実際、例えば持ち時間制度にしているところが恐らく多いんだろうと思うんですね。で、ほかの議会が予算だとか決算なんかの運営をするときに、どのような制度、仕組みをつくってやっているのか、ちょっとそこら辺のところを次のステップとしてまず調べていただいて、それで、それをもとにみんなで議論ができるようなね。この話は今私が提案しているんじゃないなくて、以前そういう話があったのでございますので、本会議の議場もこういう、ここまで来ましたので、次のステップとして、ちょっと事務局、大変ご苦労ですけども、調べていただいて、また議論をさせていただきたいと思っておりますけども、いかがでございましょうか。

○依田区議会事務局次長 桜井委員から今ご指示がありました各特別委員会、予算・決算特別委員会のその持ち時間、あるいは会派割とか、そういったルールについては、昨年12月に一度お出ししてございますが、さらに、もしかすると時点で修正が必要な部分もあるのかもしれないので、先ほど皆さんから出たいろいろな調査項目とあわせて再度やって、皆さんにご提示したいと思います。

○嶋崎委員長 はい。これは全然、あれを、だから今の本会議のルールをつくったときのメンバーの皆さんは多分認識があると思うんですけど、順序でやっていきましょねという、たしか約束事みたいなことは当委員会の中でもあったと思う。あ、当委員会じゃない、あのころは条件整備かな。か何かであったと思うので、またちょっと調べていただいて、たしか、ないのはうちだけだと思うよ、たしか。時間を含めて、いろんなその、たしかそうだと思うんですけど。まあ、俺も記憶だから、わからない。（発言する者あり）たしかね。この本会議の時間も実はうちだけだったんで、それをインターネット中継ということもありながら、時間制のことだけじゃないよと言いながら、みんなでたしか合意をした記憶があるので、そこをまたちょっと出してください。

それから、僕のほうから1点。これは事務局がどういうことなのか、うちの自民党の中でちょっと言われたんですけども。会派の中でね。今、議場の2階の部分から、議員が発言するときに写真を撮っているじゃないですか。あれが結構余りよく写っていないらしいんだよ。で、できれば1階から撮ったほうがいいんじゃないのという意見があるんですけども、別に1階から、職員の皆さんが撮るんだから、議場に入ることについては問題があるのかないのか。（「写真」と呼ぶ者あり）写真。（「あ、カメラは……」と呼ぶ者あり）

○依田区議会事務局次長 こちらも議長の秩序維持権、管理権ということになりますので、議長の許可があれば。

○嶋崎委員長 撮れるの。

○依田区議会事務局次長 はい。

○嶋崎委員長 ああ、そう。ほかの会派から、別にはないですか。何か余りよく撮れていないんだみたいな。（発言する者あり）えっ。もとが悪い。それはしょうがない。それはみんなしょうがない。（発言する者あり）それはしょうがない。

そんなことがあったので、ちょっと議長に、じゃあ、それをちょっと議長に申し上げておきます。はい。（発言する者あり）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

それでは、5番目、閉会中の特定事件調査事項につきましては、閉会中といえども当委員会が開催できますよう、議長に申し入れたいと思いますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午後2時15分閉会